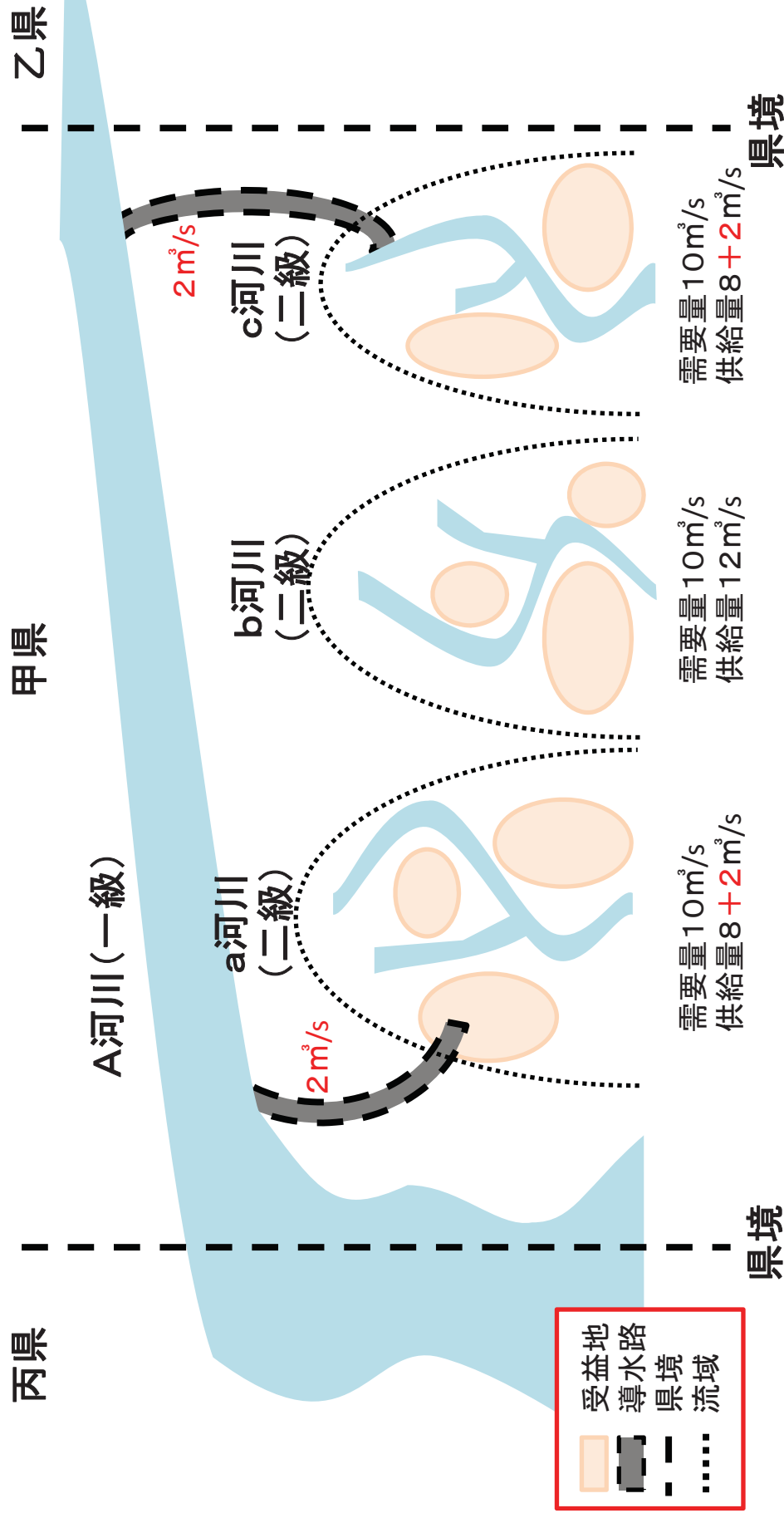


## 「二級河川の特定水利使用に関する国の同意」の必要性について

- 河川の流水は有限であり、流域内の自治体や住民だけのものではなく、国民全体の貴重な資産として、適切に配分し、最適な水利使用を図ることが重要である。
- 各県における水需要への対応は、一級河川と二級河川が相まって賅っているのが実状であり、一つの県内の需要には一級河川と二級河川が連携協力しなければ対応できないことから、一つの二級河川のみ切り離して論じることは意味をなさない。
- 例えば、一見、県内で完結し流域内で水需要が賅っている二級河川があったとしても、県内全体で見れば一級河川に依存し二級河川のみでは賅えていないのが実態であり、他県を含む他の流域に影響を与えている。
- 従って、他県の水利使用に影響を及ぼさない二級河川はそもそも存在せず、一級河川・二級河川を通じて最適な水利使用を実現するため、二級河川の特定水利使用について引き続き国の同意は必要である。
- また、地域の利害を代表している県と県の間で対立が起こった場合、一方の県の判断で決まることは不適切であり、広域的な観点に立ち客観的調整を行う仕組みは引き続き必要である。
- 第1次回答に対し提案団体からは、「特に意見はない。」とのことであり、同意手続の廃止は求められておらず、手続の迅速化については、今後も努めてまいりたい。

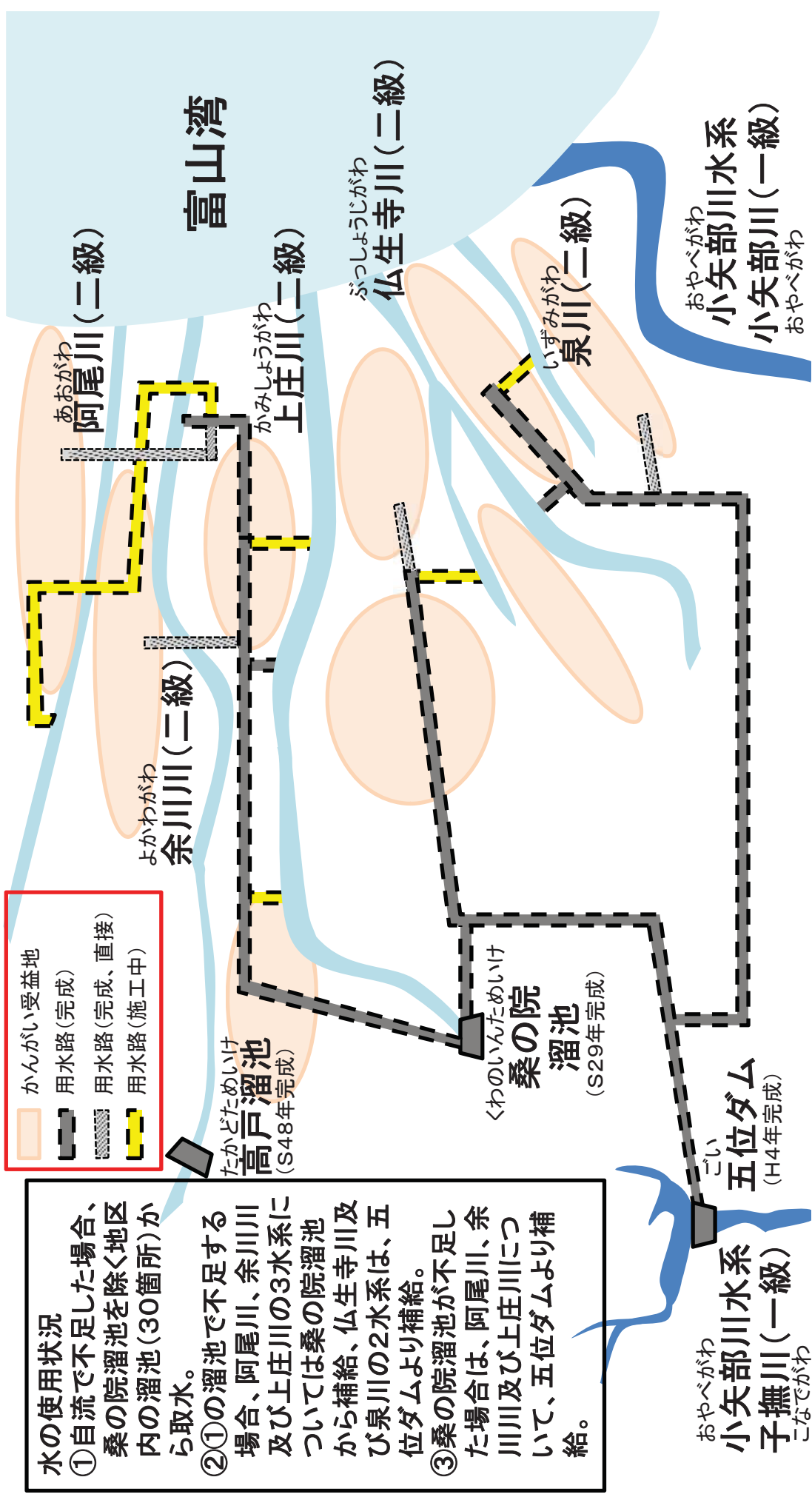
## 二級河川の水利使用が他の都道府県に与える影響

b河川は、流域が甲県内にとどまり、一見他の流域に影響がないように見えるが、需要量を超えて供給量の $12\text{ m}^3/\text{s}$ まで最大限利水させることは河川の水の適正な配分・利用とは言えない。他の県によるA河川からの利水を確保する観点から、b河川からa河川やc河川に補給すべきといえる。このように、一つの二級河川の流域だけを見ると、一見他の流域に影響がないように見えるが、県全体として見ると、他の県に影響を及ぼすものである。



# 一つの二級河川では足りず、他の二級河川や一級河川から補給している水利事例

富山県氷見市のかんがいにおいて、二級河川の流域に受益地があるにもかかわらず、一つの二級河川では必要な水量が確保できないことから、他の二級河川や一級河川に水源を求めるなど相互に影響が及んでいるため、広域的な観点で最適な水利使用を確保することが必要である。



**水の使用状況**

①自流で不足した場合、桑の院溜池を除く地区内の溜池(30箇所)から取水。

②①の溜池で不足する場合、阿尾川、余川川及び上庄川の3水系については桑の院溜池から補給、仏生寺川及び泉川の2水系は、五位ダムより補給。

③桑の院溜池が不足した場合は、阿尾川、余川川及び上庄川について、五位ダムより補給。

# 公営住宅に係る規制緩和及び 公営住宅建替事業の施行要件の緩和について

国土交通省住宅局

# 公営住宅制度の概要

※    は第1次一括法による改正部分

公営住宅は、憲法第25条（生存権の保障）の趣旨にのっとり、公営住宅法に基づき、国と地方公共団体が協力して、住宅に困窮する低額所得者に対し、低廉な家賃で供給されるもの

## 【供給】

- 地方公共団体は、公営住宅を建設（又は民間住宅を買取り・借上げ）して管理
- 国は、整備費等を助成：全体工事費の概ね45%（建設、買取り）又は共用部分工事費の2/3の概ね45%（借上げ）を助成

## 【整備基準】

- 原則として、以下の基準（省令で規定）に従って整備
  - ・床面積19㎡以上
  - ・省エネ、バリアフリー対応であること
  - ・給排水、電気、便所等の設備があること
  - ・等

## → 条例委任

※ただし、参酌基準を省令で規定

## 【入居者資格】

### ○同居親族要件

原則として、同居している親族がある（高齢者、障害者等は除く）

→ 廃止

### ○入居収入基準

・原則として、月収15万8千円（収入分位25%）以下（政令で規定）

→ **基準金額を条例委任**

※ただし、①参酌基準を政令で規定  
②収入分位50%を上限

・ただし、高齢者等特に居住の安定を図る必要がある者（政令で規定）について、地方公共団体の裁量により月収21万4千円（収入分位40%）まで基準を引上げ可能

→ **対象範囲を条例委任**

→ **基準金額の上限引上げ**  
(収入分位50%まで)

### ○住宅困窮要件

現に住宅に困窮していることが明らか

## 【入居制度】

○ 原則として、入居者を公募。

○ 特に居住の安定の確保が必要な者について、地方公共団体の判断により、入居者選考において優先的に取り扱うことが可能（優先入居）

○ 収入超過者

3年以上入居し、入居収入基準を超える収入のある者

→ 明渡努力義務が発生

○ 高額所得者

5年以上入居し、最近2年間月収31万3千円（収入分位60%）を超える収入のある者

→ 地方公共団体が明渡しを請求することが可能

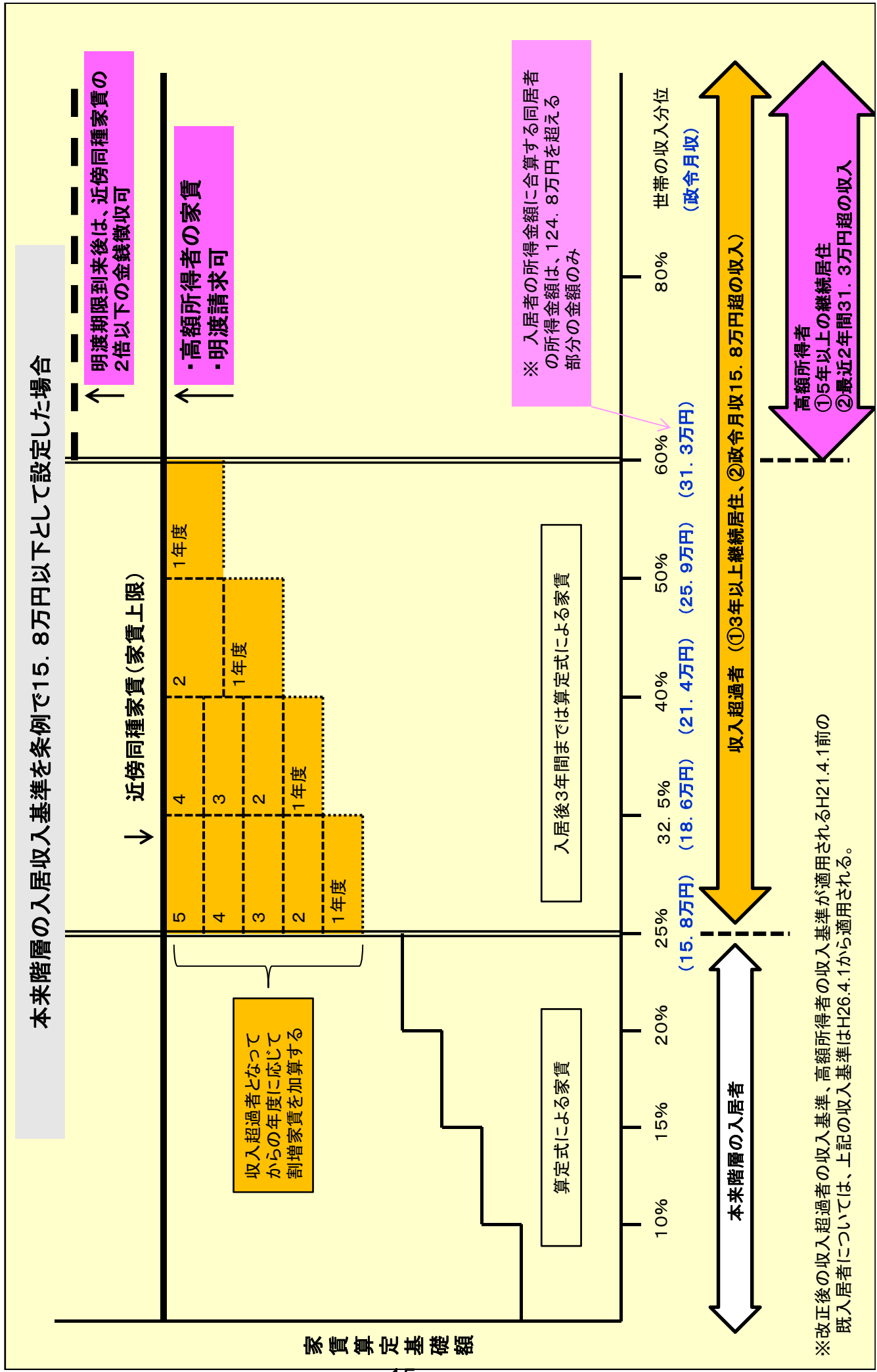
## 【家賃】

○ 入居者の家賃負担能力と個々の住宅からの便益に応じて補正する「応能応益制度」に基づき、地方公共団体が決定

○ 収入超過者の家賃は、収入超過度合いと収入超過者となつてからの期間に応じ、遅くとも5年目の家賃から近傍同種家賃（市場家賃に近い家賃）が適用

○ 高額所得者の家賃は、直ちに近傍同種家賃が適用

# 収入超過者・高額所得者の家賃等





# 公営住宅制度上の控除一覧

( ■ 塗りは公営住宅制度上、独自に措置する控除制度)

控除名	対象者	控除額
同居者控除 ※1 ※2	①同居者 ②所得税法上の控除対象配偶者で入居者・同居者以外のもの ③扶養親族で入居者・同居者以外のもの	38万円
老人控除対象配偶者控除	所得税法上の控除対象配偶者のうち、70歳以上のもの	10万円
老人扶養親族控除	所得税上の扶養親族(配偶者除く。)のうち、70歳以上のもの	10万円
(特定)扶養親族控除 ※3	所得税法上の扶養親族(配偶者除く。)のうち、16歳以上23歳未満のもの	25万円
障害者控除	入居者・同居者控除の対象者(特別障害者控除の対象者を除く。)に以下の障害者がある場合 ①児童相談所・知的障害者更生相談所・精神保健福祉センター・精神保健指定医の判定により軽度・中度の知的障害者とされた者 ②2級、3級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ③3級～6級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ④戦傷病者手帳の交付を受けている者 ⑤65歳以上の者で、障害の程度が①③に準ずるものとして市町村長等認定を受けたもの	27万円
特別障害者控除	入居者・同居者控除の対象者に以下の障害者がある場合 ①事理弁識能力を欠く常況にある者 ②児童相談所・知的障害者更生相談所・精神保健福祉センター・精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされたもの ③1級の精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者 ④1級、2級の身体障害者手帳の交付を受けている者 ⑤戦傷病者手帳の交付を受けている者のうち、特別項症から第3項症までのもの ⑥原子爆弾被爆者のうち厚生労働大臣の認定を受けている者 ⑦常に就床を要し、複雑な介護を要する者 ⑧65歳以上の者で、障害の程度が①②④に準ずるものとして市町村長等認定を受けた者	40万円
寡婦控除	所得税法上の「寡婦」(納税者本人である場合) ①夫と死別・離婚した後婚姻していない者・夫の生死の明らかでない者で、扶養親族・生計を一にする子(他者の控除対象配偶者・扶養親族とされている者、その年分の合計所得金額の見込額が38万円を超える者を除く。)があるもの ②夫と死別した者・夫の生死が明らかでない者のうち、合計所得金額が500万円以下のもの	27万円
寡夫控除	所得税法上の「寡夫」(納税者本人である場合) 妻と死別・離婚した後婚姻していない者・妻の生死の明らかでない者のうち、生計を一にする子(他者の控除対象配偶者・扶養親族とされている者、その年分の合計所得金額の見込額が38万円を超える者を除く。)がある者で、合計所得金額が500万円以下のもの	27万円

※1 控除対象配偶者、扶養親族以外の同居者も対象。  
 ※2 0～15歳の扶養親族も対象。  
 ※3 16～18歳の扶養親族も対象。

### 【目的外使用】

公営住宅法に定められた入居資格がない者に対しては、その「用途又は目的を妨げない」(地方自治法第238条の4第7項)場合、大臣承認(補助金適正化法第22条)を得れば、目的外使用(使用許可)させることができる。なお、予め一定の類型については、法令や通知により、大臣承認を得ることができている。

### 【目的外使用の対象】

○法令で明示しているもの

- ・虐待を受けた児童等  
(児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業又は児童自立生活援助事業)
- ・高齢者(老人福祉法に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業)
- ・精神障害者、知的障害者、身体障害者  
(障害者自立支援法に規定する共同生活介護又は共同生活援助を行う事業)
- ・ホームレス(自立支援事業により就業したもの)

等